

平成26年8月29日

## 日本版司法取引の導入が企業法務に及ぼす影響

のぞみ総合法律事務所

弁護士 熊田 彰英

(桐蔭法科大学院教授, 元検事)

### 1. はじめに

平成26年7月9日、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」(以下「特別部会」という。)は、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方について調査審議してきた結果をとりまとめ、今後法整備を行うべき制度の「要綱(骨子)」(以下「要綱」という。)を公表した。

この要綱は、近年散見される捜査機関における不祥事等を踏まえ、取調べへの過度の依存を改め、適正な手続の下で供述証拠及び客観的証拠をより広範囲に収集することができるようにするため、証拠収集手段を適正化・多様化することなどを念頭に、約3年間にわたる調査審議を踏まえて策定されたものである。

要綱に盛り込まれた制度は、取調べの録音・録画制度をはじめ多岐にわたるが、本稿においては、企業犯罪・経済犯罪の解明を目的として導入が予定されている「捜査・公判協力型協議・合意制度」(以下「協議・合意制度」という。)、いわゆる日本版司法取引について、その概要を紹介するとともに、近い将来における制度導入に向けて、企業法務関係者が留意しておくべき点について若干の解説を加えることとする。

但し、公表された要綱は、制度案の骨子であって、成案ではない。今後、来年の通常国会への法案提出に向けた立法作業や国会における法案審議を通じて、様々な要素・条件が付加され、内容が修正される可能性が多分に存する。

したがって、これから論じる内容は、あくまでも要綱を前提としたものであり、また、意見や感想にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

## 2. 協議・合意制度の概要

要綱によれば、今後法整備が予定されている協議・合意制度の概要は以下のとおりである。

### (ア) 対象犯罪（一部抜粋）

- ・刑法に規定されている罪（強制執行妨害罪、談合罪、文書偽造罪、有価証券偽造罪、贈収賄罪、詐欺罪、背任罪、業務上横領罪等）。
- ・租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、金融商品取引法に規定する罪、その他財政経済関係犯罪として政令で定めるもの。
- ・覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、銃砲刀剣類所持等取締法等に規定する罪。

### (イ) 被疑者又は被告人がなし得る行為（協力の内容）

- ・刑事訴訟法第198条第1項（被疑者の取調べ）又は第223条第1項（参考人の取調べ）の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して、他人の犯罪事実（対象犯罪に係るものに限る。）を明らかにするため、真実の供述をすること。
- ・当該他人の刑事事件の証人として尋問を受ける場合において、真実の供述をすること。
- ・当該他人の犯罪事実を明らかにするため、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して、証拠物を提出すること。

### (ウ) 検察官がなし得る行為（被疑者らが享受し得る利益）

- ・公訴を提起しないこと。
- ・特定の訴因及び罰条により公訴を提起し又はこれを維持すること。
- ・公訴を取り消すこと。
- ・特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。
- ・即決裁判手続の申立てをすること。

- ・略式命令の請求をすること。
- ・刑事訴訟法第293条第1項（論告求刑）の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。

#### （エ）合意及び協議の手續

- ・検察官は、対象犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が、他人の犯罪事実（対象犯罪に係るものに限る。）についての知識を有すると認められる場合において、当該他人の犯罪事実を明らかにするために被疑者又は被告人が行うことができる行為の内容、被疑者又は被告人による犯罪及び当該他人による犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が上記（イ）に掲げる行為の全部又は一部を行う旨及び当該行為が行われる場合には検察官が被疑事件又は被告事件について上記（ウ）に掲げる行為の全部又は一部を行う旨の合意をすることができる。
- ・合意をするには、弁護人の同意がなければならない。
- ・合意には、被疑者若しくは被告人又は検察官において上記（イ）若しくは（ウ）に掲げる行為に付随し、又はその目的を達するため必要な行為を行う旨を含めることができる。
- ・合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにして行う。
- ・合意をするため必要な協議は、検察官と被疑者又は被告人及び弁護人との間で行う。但し、被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を被疑者若しくは被告人又は弁護人のいずれか一方のみとの間で行うことができる。
- ・上記協議において、検察官は、被疑者又は被告人に対し、他人の犯罪事実を明らかにするための供述を求めることができるものとする。この場合においては、刑事訴訟法第198条第2項（黙秘権告知）の規定を準用する。

このほか、要綱においては、第一次捜査機関である警察の捜査を阻害することがないよう、検察官はあらかじめ司法警察員と協議しなければならないものとし、司法警察員においても一定の行為をなし得ることとしている。

そして、合意がなされた場合の公判手続や当事者が合意に違反した場合の取扱い、合意した被疑者・被告人による虚偽供述を処罰することなどが盛り込まれている。

### 3. 企業法務関係者が留意すべき事項

(1) 協議・合意制度の導入に関して、まずもって留意すべきは、金融商品取引法違反をはじめとする様々な企業犯罪・経済犯罪が対象とされ、かつ、背任罪・贈収賄等企業の役職員が主体となりうる犯罪が対象とされていることである。これは、既述したとおり、協議・合意制度が、企業犯罪・経済犯罪の全容解明を目指すための制度として位置づけられていることによる。

実際、特別部会の審議においても、この点に期待を寄せる意見が複数出されており、長年企業法務に携わってきた委員（現一部上場会社取締役）からも、以下のような意見が示されている。

例えば、企業が、そのコンプライアンス体制に基づいて、その企業としてきちんと企業内の犯罪を解明し、内部処分もした上で、それに基づいて法人に対するものを含む処分の内容について検察官と協議するような形は、その企業で再度犯罪が起きることを防ぐ上でもあってよいのではないかと考えるし、こうした仕組みは、企業の組織や意思決定プロセスともなじむものと思われる。

なお、対象犯罪については、要綱において「その他財政経済関係犯罪として政令で定めるもの」が掲げられていることから、最終的には、過去に立件されたことのある銀行法違反や不正競争防止法違反等、様々な財政経済犯罪が対象になるものと思われる。

(2) 次に留意すべきは、当事者間において具体的にいかなる協議・合意をすることが予定されているのか、そして、実際に合意した場合にいかなる利益を享受することができるのかという点であり、被疑者・被告人といった当事者はもちろんのこと、企業法務関係者においても、この点を的確に把握しておく必要がある。

これらが把握できていなければ、役職員が被疑者又は被告人となった企業の法務関係者において、（弁護士の意見を聞くにせよ）果たして協議・合意するメリットがあるのか、それが事件全体あるいは企業（法人）の刑事責任にどのような影響を及ぼすのか等について予測することができず、適切な対処・決断をなし得ないから

である。

これに関して、要綱では、上記2のとおり、当事者がなし得る一定の行為は示されている。しかし、例えば、当該行為に「付随して」なし得る行為とは何なのか、目的を達するために「必要な」行為とは何なのか等判然としない部分も多く、略式命令の請求等最終的な判断が当事者以外（裁判所）に委ねられていることもある。とりわけ、被疑者・被告人によるいかなる供述あるいは証拠の提出が、当該他人の事件の捜査・公判に対する「協力」と評価されるのかという点について、何ら具体的な基準・要素が示されていない。

言わずもがな、捜査は流動的であり、日々状況（証拠関係）が変わるものであるし、関係者が多く事案が複雑であればあるほど、全容解明に対する寄与度も相対的なものとならざるを得ないであろうから、一律に判断することは困難であると思われる。しかし、動機づけという意味においても、ある程度被疑者・被告人あるいは弁護人においても予測ないし判断ができるものであることが望ましく、そのためには一定の基準・要素が示されることが重要である。

したがって、こうした基準等が、今後の立法作業あるいは国会審議の中で明らかとなることを期待したい。

- (3) これらに加えて、企業法務関係者にとって高い関心があると思われるのは、企業犯罪において、役職員等刑事責任を追及された個人が捜査・公判に協力することによって、企業（法人）としての刑事責任がどうなるのかという点であろう。

この点、要綱では何ら触れられていないので推測するほかないが、我が国の刑事法は企業を犯罪主体として捉えていないことや特別部会の審議内容等からすると、今回法整備を予定している制度は、基本的に個人の刑事責任を念頭に置いているものと思われる。

したがって、今後の立法過程において、例えば、合意が成立した際に検察官がなし得る行為の一つとして、両罰規定の不適用等、法人の不処罰（免責）あるいは刑の軽減を目的とした行為が規定される可能性は低い。

しかしながら、企業犯罪に関わった役職員がいずれも捜査・公判に協力したことによって事案の全容が解明され、個人の刑事責任が減免されたことはいわば反射的効果として、当該企業の刑事責任が減免されることはあるものと思われる。

他人の犯罪事実に関するものであっても、役職員の捜査・公判への協力は、当該企業における社内処分や再発防止策の構築等と合わせて、自浄作用の表れでもあり、当局としても、刑事処分を決するにあたって考慮する事情の一つである。若干場面は異なるが、上場企業が被告となった金融商品取引法違反事件の判決において、不祥事発覚後の当該企業の対応が評価され、量刑上それが考慮されたという例もある（東京地判平成25年7月3日LLI/DB判例秘書登載）。

他方、当局において、こうした考慮の下、柔軟な運用がなされることによって、一層、企業における自浄作用が増進し、コンプライアンス体制の充実が図られることが期待されるところである。

#### 4. 想定される事態についての一考察

それでは、協議・合意制度は、具体的にどのような場面で利用されることになるのであろうか。換言すれば、企業法務関係者は、どのような事態に直面することになるかということである。

(1) 一つは、一企業において、複数の役職員が関与して犯罪が行われた場合である。談合、贈収賄、脱税、有価証券報告書の虚偽記載等、様々な事案が考えられる。

かかる事案において、（とりわけ当局の主導により）協議・合意制度が利用されるとすれば、それは、企業のトップあるいは取締役等幹部の関与を明らかにするためである。

したがって、多くの場合は、直接的に犯罪行為に及んだ職員・従業員が上司あるいは幹部の関与について供述することと引き換えに、自己の刑事責任の軽減を図るという形で協議・合意制度が使われることになるだろう。

無論、これまでも様々な動機から、職員・従業員が上司等の関与を供述することは見られたわけであるが、確実に自己の刑事責任が軽減されるという利益は、上司

等の関与を供述する大きな動機づけとなるのであって、これまで以上に、企業内部での上下関係あるいは役職員同士での利害対立が生じる可能性がある。

この場合、当該企業の法務関係者は、いかに対処すべきか。

もちろん、弁護士とともに、当該職員等の供述の信用性を吟味する必要があるが、一方で、職員・従業員の協力（供述）によって初めて幹部等の関与が明らかになるとすれば、それはすなわち、当該企業におけるコンプライアンスが確立されていないことの証であり、自浄作用が期待できないということである。そのような評価は、信用を旨とする企業にとっては大きな痛手となる。

確かに、役員等幹部が犯罪に関与したとなれば、企業としても当該幹部個人としても、後々、一定の不利益を被ることになろう。しかし、やはり自発的に罪を認めることと内部告発のような形で罪が認められることとは、企業としての信用に及ぼす影響が大きく異なり、また、企業に対する刑事責任の重さにも違いが生じるものと思われる。

企業法務関係者としては、こうした点に留意しながら、迅速かつ適切に対処する必要がある。

(2) もう一つは、複数の企業が関与して犯罪が行われた場合である。

これは、いわゆるリーニエンシー制度が適用される状況と類似している。ただ、リーニエンシーは、あくまでも企業の自発的な違法行為の申告を促すものであるのに対して（事実上それに伴い他社の関与についても申告することになるが）、協議・合意制度は、直接的に個々人による他人の違法行為の申告を促す制度である。しかも、リーニエンシーに比べ、対象犯罪が広範囲にわたっている。

したがって、様々な事犯に関して、協議・合意制度により、自己が所属する企業の役職員が、当該犯罪に関与している他の企業の役職員について供述する場合がある一方で、他の企業の役職員が、自己が所属する企業の役職員の関与について供述する場合もある。

特に企業法務関係者において注意しなければならないのは、後者である。同業他社が検挙されたのを傍観していたら、突如、自己が所属する企業の役職員が逮捕さ

れるということもあり得るのであって、関与している企業が多ければ多いほど、そのリスクは高まる。

したがって、今後は、より一層、業界の動向やマスコミの報道ぶり、同業他社等に対する捜査の進捗状況・拡大の可能性などについて注意を払う必要がある。

- (3) 以上の想定される事態について共通して言えるのは、企業法務関係者は、これまで以上に、迅速かつ適切な内部調査を実施する、あるいは実施できるようにしておく必要があるということである。

職員らの供述の信用性を吟味するにしても、他社から役職員の関与が指摘(供述)される可能性を探るにしても、そして、役職員の関与が事実であるかどうか見極め、(事案によっては他社の役職員に先駆けて)役職員らの刑事責任軽減のため協議・合意制度を利用するにしても、どれだけ早く確実に事案の全容を把握し、関与した役職員の範囲・関与の程度を確定できるかにかかっている。

確かに、関係者の多くは、自己又は他人に不利益なことを言いたがらないであろうから、任意聴取しかなしえない内部調査による事案の解明には限界がある。しかし、そうした場面においてこそ、企業のコンプライアンスに対する姿勢が問われているのである。何が企業にとってメリットとなるか、役職員個々にとって有利な事情となるか、よくよく考えてみる必要がある。

なお、これらの点について、前出の委員から、以下のような見解が示されていることも注目に値しよう。

企業犯罪について考えてみると、利害関係を異にし得る複数の企業が関わった犯罪について、その一部から捜査協力を得る場合には、各企業内部におけるコンプライアンス体制をも踏まえ、その企業との間で司法取引を行うことによって、恩典を明確にしつつ捜査協力を得られる場面も少なくないと思われる。他方、ある企業によって犯罪が行われた場合であって、その内部における事情を解明する必要があるときは、司法取引が機能する場面も多くあるであろうと考えられる一方、上司や同僚をいわば裏切る形で捜査機関に協力することが心理的に非常に難しいこともあり得るため、むしろ、裁判所の命令により証言を強

制する方が有効なこともあると思われる。

## 5. おわりに

これまでに見たとおり、協議・合意制度は、捜査当局のみならず、企業側にとっても有益な制度であると考えられている。同制度が導入されることによって、より一層企業のコンプライアンス体制が整備され、内容の充実が図られることなどが期待されているのである（結果として事態の早期収束に繋がる場合もあろう）。

このほか、要綱においては、裁判での証言に際して、刑事免責を認める代わりに証言を拒絶することができない制度も盛り込まれているところ、企業犯罪の場合、上記委員の意見にもあるとおり、役員等上位者の関与を立証するために同制度が利用されることとなろう。

また、要綱には盛り込まれなかったが、特別部会で相当審議が行われた制度の一つとして、犯罪事実の解明による刑事責任の減免制度が挙げられる。これは、いわゆる自首の適用範囲を拡大するものであるが、これも企業犯罪をはじめ関係者の多い事案の全容解明に役立つものと期待されており、制度導入に賛同する意見が多かったことから、そう遠くない時期に法整備に向けた動きがあるものと思われる。

このように、今、刑事司法制度は変革の波に晒されており、新たな局面を迎えている。

企業にとっても役職員個人にとっても刑事責任の追及は、極めて厳しい現実を突きつけられるものであり、その影響は民事責任よりも大である。

したがって、企業法務に携わる関係者は、今後の刑事司法制度改革の動向について注視し、企業あるいは役職員が直面する事態を想定して、これに備えておく必要があるだろう。

以 上

## <著者経歴>

- 1995年 司法試験合格
- 1996年 京都大学法学部卒業
- 1996年 司法修習生（第50期）
- 1998年 検事任官（大阪地検、横浜地検横須賀支部、東京地検、さいたま地検、鹿児島地検名瀬支部）
- 2005年 法務省刑事局
- 2007年 在大韓民国日本国大使館（一等書記官）
- 2010年 最高検察庁
- 2012年 東京地方検察庁
- 2012年 法務省大臣官房秘書課
- 2014年 弁護士登録（第二東京弁護士会）、桐蔭法科大学院教授就任

平成10年に検事任官して以来、各地の検察庁をはじめ、最高検刑事部、東京地検特捜部、法務省刑事局等、法務・検察の枢要部署において勤務したほか、在韓国日本大使館の法務アタッシェとして勤務。この間、企業犯罪、組織犯罪、贈収賄事件、凶悪重大事件、芸能人薬物事件等、社会の耳目を集める事件・事案を多数担当。平成26年4月、弁護士登録し、それまでの経験・知見を活かして、企業の危機管理や不祥事対応等に従事する一方、桐蔭法科大学院の教授を務める。現在、フジテレビのドラマ「HERO」のリーガルアドバイザーを担当。

## <主要取扱分野>

### 【企業法務・コンプライアンス】

危機管理（広報）、コンプライアンス、法務デュー・ディリジェンス、企業不祥事対応、第三者委員会、企業研修、反社会的勢力対応等

### 【刑事】

企業犯罪、脱税事件、政治資金関係事件

### 【韓国関連法務】（韓国語可）

日韓間の商取引・訴訟案件、日本企業の韓国関係案件、韓国企業の日本関係案件

<講 演>

- ◆ 「取締役・監査役のための企業犯罪に巻き込まれないための自己防衛策  
～新任役員が心得ておくべきポイントを元検事が平易に解説！～」  
(一般社団法人企業研究会；2014.7.30)
- ◆ 「真実を語らせる、検事の取調べの技術」  
～家庭での実践はお勧めできない、自白を引き出す手法の数々～  
(ビジネスコーチ株式会社；2014.10.23)

<問い合わせ先等>

のぞみ総合法律事務所

102-0083 千代田区麹町3-2 ヒューリック麹町ビル8階

TEL 03-3265-3851 (代表) 03-3221-2400 (直通)

FAX 03-3265-3860

E-mail kumada@nozomisogo.gr.jp

URL <http://www.nozomisogo.gr.jp/>

桐蔭法科大学院HP

<https://toin.ac.jp/lawschool/teacher/kumada/>

掲載日：2014年9月16日